

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2026年4月17日

【会社名】 株式会社サイバーリンクス

【英訳名】 CYBERLINKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 東 直樹

【本店の所在の場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 取締役 総合管理部長 鳥居 孝行

【最寄りの連絡場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 取締役 総合管理部長 鳥居 孝行

【縦覧に供する場所】 株式会社サイバーリンクス東日本支社  
(東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階)  
株式会社サイバーリンクス西日本支店  
(大阪市淀川区宮原四丁目3番7号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年4月17日（以下「本取締役会決議日」といいます。）開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、サイバーリンクス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、新株式（以下「本割当株式」といいます。）の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 本新株式発行の概要

銘柄	種類	株式の内容
株式会社サイバーリンクス株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

発行数	発行価格	発行価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
132,122株 (注1)	1,031円 (注2)	136,217,782円 (注1、3)	515.5円	68,108,891円

(注) 1. 発行数及び発行価額の総額は、本臨時報告書提出日における本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の従業員865名に対して、譲渡制限付株式として当社普通株式を付与するものと仮定して算出した発行数及び発行価額の総額であり、実際の発行数及び発行価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社グループの従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定します。

2. 発行価格は、2026年4月16日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,031円としております。

3. 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり本取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,031円に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は68,108,891円です。

### (2) 当該取得勧誘又は売付勧誘等の相手方の人数及びその内訳

相手方	人数	発行数
サイバーリンクス従業員持株会	1名	132,122株

### (3) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合の、当該子会社と提出会社との間の関係

当社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等に該当する子会社

### (4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、本持株会との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社グループ会社から対象従業員に対して支給され、本持株会に対して拠出される金銭債権合計136,217,782円（発行する株式1株につき出資される金銭債権の額は1,031円）を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

#### 譲渡制限期間

2026年8月17日から2031年8月16日まで（以下「本譲渡制限期間」という。）

#### 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、本譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

#### 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年その他の正当な理由（やむを得ない理由に基づかない自己都合によるものはこれに含まれない。）により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合

を意味し、死亡による退会を含む。)には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日(以下「退会申請受付日」という。)において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

#### 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然にこれを無償で取得する。また、対象従業員が、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然にまたは書面で通知の上無償で取得する。

#### 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会、株式交付においては株式交付親会社となる株式会社の株主総会)で承認された場合には、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

#### (5) 当該株券が譲渡についての制限がなされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区別して、本持株会がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理され、割当予定先である本持株会から申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、本持株会が保有する本割当株式の口座の管理に関連してみずほ証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員は、当該口座の内容について同意することを前提としています。

#### (6) 持株会契約に係る事項

##### 持株会契約の内容

本制度においては、対象従業員に対して、当社グループから譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権(以下「本金銭債権」といいます。)が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して臨時拋出することとなります。本持株会は、対象従業員から臨時拋出された本金銭債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社普通株式の付与を受けることとなります。

持株会契約に基づき交付する予定の株券等の総数又は総額

前述(1)に記載のとおりです。

持株会契約に基づき株券等を交付することができる者の範囲

当社グループの従業員

#### (7) 本割当株式の払込期日

2026年8月17日

#### (8) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号